

新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う 中小企業向け融資制度のごあんない

道では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。(令和2年3月2日から、融資対象者(1)が追加されました)。

1 融資制度の概要

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】
融 資 対 象 者	<p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等</p> <p>※ 特定中小企業者であることの認定は本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要（<u>指定期間：令和2年2月18日～同年6月1日</u>）</p> <p>① 指定地域（=47都道府県）において、事業を1年以上継続して行っていること</p> <p>② 影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること</p> <p>(2) 直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等</p>
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融 資 金 額	1億円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします
保 証 料 率	<p>●一般保証適用の場合</p> <p>経営状況に応じて年0.45%～1.90% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引) 特別小口保険適用の保証 年0.72% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引)</p> <p>●経営安定関連保証適用の場合</p> <p>普通保険適用の保証：年0.70% 無担保保険適用の保証：年0.68% 特別小口保険適用の保証：年0.48% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引)</p>
取 扱 金 融 機 関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、農林中央金庫・商工中央金庫の道内支店、信用金庫、信用組合

※ 資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。
(併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億円が限度となります)

裏面もご覧ください

2 お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、融資対象(1)については、「直接申込み」も可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書 2期分
※ 2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定書（融資対象(1)の場合）
- 道が定める調書（別記様式。融資対象(2)の場合）

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

経営・金融特別相談室について

道では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴い、中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、「新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営・金融特別相談室」を設置しています。融資制度をはじめ、経営・金融に関するお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	林・紋別総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619

※なお、融資制度については、お近くの商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会又は（公財）北海道中小企業総合支援センターにもお問い合わせいただけます。

道では、ほかにも様々な資金使途に対応する融資制度をご用意しています。
詳しくは、道のホームページをご覧ください。

北海道 制度融資

検索



2020.03